

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：32629

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530163

研究課題名（和文） 国際関係における文化のポリティクス
ドイツ対外文化政策にみる文化の活用と対象化

研究課題名（英文） Politics of Culture in International Relations:
Utilization and Objectification of Culture in Foreign Cultural
Policy of the Federal Republic of Germany

研究代表者

川村 陶子 (KAWAMURA, YOKO)

成蹊大学・文学部国際文化学科・准教授

研究者番号：80302834

研究成果の概要（和文）：

本研究では、ドイツの対外文化政策の政策形成過程を歴史的・実証的に分析し、国際関係における文化の扱いを批判的に考察した。1950年代から70年代にかけて、文化政策が「外交の第三の柱」とされ、幅広い文化概念やパートナー的協力といった「リベラルな原則」が形成・実践されたが、その裏では、関係者の政治的意図や組織エゴイズム、縦割り行政構造等によって、「国際関係における文化」の扱いをめぐるさまざまな葛藤や混乱が起きたことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

In this research project I analyzed the history of foreign cultural policymaking process in Germany, and considered how “culture” has been used and objectified in the management of international relations. I found out that the formulation and practice of German “liberal foreign cultural policy”, symbolized by broad concept of culture, partnership-based cooperation, etc., were hindered by conflicts and confusions in policy process. I named such difficulties in international cultural policies “politics of culture in international relations,” and concluded that they are caused by political intentions of various actors, organizational egoisms, inter-ministerial rivalries, etc.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論（トランスナショナル・イシュー（含国際交流論））

キーワード：政治学、国際関係論、国際交流論、文化、対外政策、文化政策、文化交流、ドイツ

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際関係の実践および研究の場では、文化的事象への着目や文化的資源の活用が重要とされる一方で、「国際関係で扱われる文化」の内容や性質に関する認識や検討が深刻

に不足していると考えられた。

国際関係の中で文化を活用し対象化する際、ひとは次元の異なる文化概念を混用したり、本質主義的思考に陥ったりしやすい。その結果、国際的な文化政策は折々の権力者の

嗜好や偶然に左右され、一貫した政策決定が妨げられていると思われた。同じ理由から、国際文化関係の研究においてもまた、論理的な分析や研究者間の議論が進みにくく、研究の発展が阻害されていると考えられた。

(2) 研究代表者は、長年にわたり国際文化交流に関心を持ち、ドイツや日本の政策実践を断片的に研究してきた。

ドイツでは、文化と政治に関する論争が数多く展開されており、国際的文化政策に関する史資料の公開状況も良好である。これまでの研究成果をふまえ、対外文化政策の現場で実際に行われた議論を分析することにより、国際文化政策の形成過程における混乱や葛藤（「国際関係における文化のポリティクス」）の実態を明らかにし、国際文化交流の実践や研究への一助としたいと考えた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、戦後西ドイツおよび統一ドイツ（以下ドイツと総称）の対外文化政策を歴史的・実証的に分析し、政策形成過程における関係者の混乱や葛藤（「文化のポリティクス」）の実態を検討する。

(2) 幅広い文化概念と双方向性、民間系団体の積極的関与を旨とするドイツの「リベラルな対外文化政策」は、今日各国で高く評価されている。本研究では、とりわけ

- ・「リベラルな」原則が、戦後どのように形成されたか、
- ・野心的な広がりを持っていた初期の「リベラルな」構想が、現実の政策原則の中にどこまで反映されたか、

の解明に重点をおく。さまざまな観点から日本とも比較されやすいドイツの事例を研究することで、我が国の文化交流・文化外交のあり方を考える手がかりとする。

(3) 上記 (1) (2) の作業を通して、「国際関係における文化の扱い」の重要性や問題性に関する考察を深める。

3. 研究の方法

(1) サーベイ

ドイツの対外文化政策、およびそれに関連する幅広いテーマを、文献調査等を通じて検討した。

本研究の計画時には、国際文化関係に関する理論的枠組みや文化政策の歴史的展開の整理に重点をおいた研究動向調査を行う予定であった。しかし、研究期間内の 2010 年

から 11 年にかけて、ドイツで移民統合を中心に幅広い意味での異文化間関係をめぐる論争（ザラツィン論争）が起こり、本研究に関連する多様な論点が提示され、同国の社会や政治に大きなインパクトを与えた。

現実の新しい展開をふまえ、ザラツィン論争や、同論争で問題化した異文化間関係の諸テーマに関する文献の調査に時間とエネルギーを割いた。そして、国際文化政策を「異文化間関係の運営行為」のひとつとしてとらえかえし、ザラツィン論争の教訓から戦後ドイツの「リベラルな対外文化政策」の意義を考察した。

なお、文献調査に加え、外交史や文化政策の研究に携わるドイツ人専門家と意見交換を行い、関連研究分野の最新の動向や、本研究の位置づけに関する助言を得た。

(2) 史資料の調査分析

対外文化政策の政策形成に関する史資料の調査を行った。ドイツの外交史料館（ベルリン）、連邦公文書館（コブレンツ）、現代史研究所アーカイヴ（ミュンヘン）で各種一次資料を、対外関係研究所図書館（シュトゥットガルト）で雑誌記事や団体発行資料等を収集した。

事例研究の中で日独文化関係を取り上げたのに伴い、日本の外交史料館、および複数の在日のドイツ文化交流団体でも調査を行った。後者では当該団体職員へのインタビューも実施した。

上記の形で収集した史資料・情報を、研究代表者が従前に収集していた史資料・情報とあわせて、研究期間内に可能な限り整理し、読み込んだ。

(3) 事例研究

上記(1)(2)の作業をふまえ、「リベラルな対外文化政策」形成過程の具体的事例を分析した。

本研究の計画時には、(1)のサーベイで理論的枠組みの検討をひとつの重点としており、国際関係における文化の扱いをある程度枠組み的にモデル化した上で、そこに具体例を位置づけて分析するという手順を考えていた。しかしながら、先述のように、実際にはザラツィン論争関連の調査分析を理論的枠組みの整理よりも優先させて行った。

このため、事例研究においては、

- ・「政策関係者たちが、国際関係の構造や国際関係運営における文化事業の役割をどのように認識し、議論したか」を史資料から読み取り、再構成するとともに、
- ・そうした作業を通して、ドイツ対外文化政策の各段階における「国際関係における文化」の扱いを帰納的に考察する、

という方式をとった。

4. 研究成果

(1)「国際文化関係の運営（マネジメント）としての国際文化政策」という視点の確立
ドイツの対外文化政策、ザラツィン論争、およびそれに関連する幅広い諸テーマを分析した結果、以下の論点が明らかになった。

①国際関係は、本来、国民、エスニシティ、宗教、居住地、ジェンダー、職業など、多様な文化を背負った個人の織りなす関係（国際文化関係、国際的な異文化間関係）である。

②国際文化政策（対外文化政策、国際文化交流政策）は、そのような国際関係を、「文化」を資源あるいは手段として運営する行為である。

③論点①で「国際的な異文化間関係」を構成する集団の枠となる「文化」と、論点②で国際的異文化間関係運営の資源あるいは手段となる「文化」とは、別々の意味をもつ概念である。国際文化関係の研究や実践においては、両者を混同しないよう注意が必要である。

④現代世界は主権・国民国家体制を基盤としている。このため、とりわけ文化政策が国の対外政策として行われる際、論点①の集団枠としての文化は国家や国民を準拠集団とすることが圧倒的に多い。

⑤今日、「西洋」対「非西洋」という対立軸もまた問題化しやすい。ヨーロッパでは、移民問題とからみ、「自己＝西洋、他者＝イスラーム」という対立図式が立ち現れる。「西洋対イスラーム」という図式は、「マジョリティ対移民」という図式と重なり合い、社会を分断する強力な対立軸になる。

⑥しかし、異なる集団間の対話や社会の統合を促すためには、「自己」と「他者」を区別する一元的で本質主義的な文化の枠にとらわれることは逆効果である。むしろ国家④、宗教や民族⑤とは異なる次元の文化の枠に注目し、共通の課題や関心に沿って人びとがつながり関わり合うことを促進するのが望ましいと考えられる。国際文化関係の運営においても、こうした「人びとをつなぐ文化の枠」への着目が重要である。

(2) 事例分析を通じた「国際関係における文化のポリティクス」の考察

研究期間内に以下の4事例を分析し、成果を学会報告や論文等の形で発表した。

1. 1950年代から60年代において、対外文化政策が「外交の第三の柱」と位置づけられるようになった経緯。

2. 1970年12月に外務省文書として公表された「対外文化政策の指針」策定に至る対外文化政策の「リベラルな改革」（ダーレンドルフ改革）の展開と挫折。

3. 1974年秋のロンドン「ドイツ月間」で開催された前衛アート展のカタログに、ドイツの公的文化交流団体が補助を行ったことの問題化（「シュテック事件」）。

4. リベラルな対外文化政策の「モデル文化会館」として、赤坂に1979年に開設された東京ドイツ文化会館の構想と設立の過程。

事例分析を通して、さらに以下の論点が明らかになった。

⑦国際的な文化政策の立案実施においては、
・何を「文化」政策の対象（資源、手段）とするのか、
・誰がそうした政策対象の中身を決めるのか、
が問題になる。ドイツでは、「文化」政策の対象を幅広く設定し（「文化概念の拡張」）、
「文化」事業の企画実施に関して民間系団体に自由裁量を与えた。交流の現場では、事業の企画実施における交流相手（パートナー）の関与も推奨された。

⑧「文化概念の拡張」は1950年代末頃から萌芽的にみられたが、60年代後半から70年代にかけて明確化し、ダーレンドルフ改革で中心的な政策目標となった。しかし、公的原則の策定過程において、対外文化政策で「幅広い文化」を扱うことに、外務省（主管官庁）以外の省庁が強く反発した。民間系団体への裁量付与にも、政府関係者の抵抗があった。ダーレンドルフ改革の原則をまとめた文書は連邦政府の承認を得ることに失敗し、「リベラルな改革」は最初の一步から挫折することになった。

⑨「シュテック事件」は、「リベラルな対外文化政策」の実施面での限界を象徴する出来事であった。問題の前衛アート展は英国側パートナーの主催事業であったが、「ドイツ月間」の枠で実施され、自国の特定政治勢力や第三国の政治体制を風刺するアート作品が「ドイツ文化」の一部として紹介されたことに大きな反発が寄せられた。カタログ補助の是非をめぐる起きた論争は「国家主権の尊重」が落としどころとなり、対外文化政策の第一義的な準拠集団は国家であることを再確認する形となった。

⑩東京ドイツ文化会館は、「非西洋」の先進国である日本との文化関係を、共通課題への取り組みや双方向交流を通して発展させる「モデル会館」として構想された。しかし、対外文化政策改革の失速や、文化会館の相互主義を目指す外交交渉の長期化を受け、当初の野心的構想の多くは実現しなかった。諸省庁や文化交流団体の組織エゴイズム、ドイツ側関係者の日本や日本人に対する意識の低さも、計画縮小を促した。ただし、同会館の「家主」が日本研究を主要事業に含む在日ドイツ人団体であったため、そこで行われる文化交流の全体には双方向性が担保された。

⑪4つの事例は、いずれも「国際関係における文化のポリティクス」が対外文化政策の策定・実施に影響を与えた実例である。混乱や葛藤を左右する要因は、縦割り行政、関係者のプライドと組織エゴイズム、国家主権の尊重、「非西洋」のパートナーと対等な関係をもつことへの消極性など、さまざまであった。

(3) 全体的成果と今後への課題

以上のように、本研究では、ドイツの国際文化交流政策の歴史実証的分析を通して、同政策の国際関係における位置づけや、政策の策定や実施において問題が生じるメカニズムを明らかにした。国際文化交流政策の実証研究自体、我が国ではまだ数が少ない。本研究の成果が、日本における国際文化交流の研究や実践全般へのヒントとなることを期待している。

異文化間関係をめぐり現代ドイツで行われた「ザラツィン論争」も、我が国ではいち早く研究対象として分析し、そこで得た知見を国際文化交流政策の考察に応用した。同論争を材料として異文化間関係を論じた論文は、学会の研究奨励賞を受賞した。

研究期間内に遂行した作業は主に帰納的アプローチをとり、事例研究は時期や事象を絞って行った。本研究の結果、「国際関係における文化の扱い」に関する分析枠組み構築へのヒントは数多く得られたが、枠組みそのものの精緻化や理論面での整理は、今後の課題として残った。

今日のドイツでは、対外文化政策と国内の移民受け入れ・多文化共生政策を融合させる動きがみられる。「ザラツィン論争」のインパクトも考慮しつつ、過去の国際文化政策を、いわゆる外国人政策との関連も含めた見地から再検討する必要性が高まっている。3年間の研究成果をふまえ、今後は「国際関係における文化のポリティクス」をより幅広い文脈の中で研究しつつ、「国際関係における文化の扱い」の分析枠組み構築作業を進めていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

【雑誌論文】(計3件)

①川村陶子「西ドイツ対外文化政策におけるダーレンドルフ改革の挫折—国際関係における文化のポリティクス」(『成蹊大学文学部紀要』第48号、2013年、241-267頁)。**【査読なし】**

②川村陶子「『移民国』ドイツを揺るがしたザラツィン論争—多様性の多次元性、文化間対話の可能性」(『インターカルチュラル』第10号、2012年、147-160頁)。**【査読あり】**

③川村陶子「冷戦期西ドイツの対外文化政策—『外交の第三の柱』の形成」(『国際政治』第168号、2012年、74-87頁)。**【査読あり】**
*論文②は、2012年7月、日本国際文化学会第2回平野健一郎賞(研究奨励賞)を受賞。

【学会発表】(計5件)

①川村陶子「国際文化交流政策における『自由』と『パートナーシップ』—1970年代西ドイツの『シュテック事件』を例に」日本文化政策学会、2013年3月10日、鳥取大学。

②川村陶子「東京ドイツ文化会館の設立—『モデル・インスティトゥート』構想の展開と挫折—」日本文化政策学会、2011年12月17日、早稲田大学。

③川村陶子「文化的多様性に向き合うドイツ—『ザラツィン論争』を手がかりに—」日本国際文化学会、2011年7月2日、名桜大学。

④川村陶子「国際文化交流：その可能性とディレンマ」日本文化政策学会、2010年12月12日、神戸大学。

⑤川村陶子「冷戦期西ドイツの対外文化政策—『外交の第三の柱』の形成」日本国際政治学会、2010年10月31日、札幌コンベンションセンター。

【図書】(計2件)

①平野健一郎・古田和子・土田和夫・川村陶子(編)『国際文化関係史研究』東京大学出版会、2013年、総554頁。

②Maki Aoki-Okabe, Yoko Kawamura and Toichi Makita, "Germany in Europe, Japan and Asia: National Commitments in Cultural Relations within Regional Frameworks" (Jesseica C. E. Gienow-Hecht and Mark C. Donfried, eds., *Searching for a Cultural Diplomacy*, Berghahn Books, 2010, pp. 212-240).

〔その他〕(計8点)

朝日新聞社の論壇サイト「WEBRONZA」にて、本研究に関連する内容の論説8点を発表した。

- ①川村陶子「反イスラーム映像を平和への脅威とさせないために」(2012年9月19日)。
- ②川村陶子「元気と魅力の発信は大切、でもそれだけでなく～ベルリンで考えた、震災一年後の広報文化外交～」(2012年3月14日)。
- ③川村陶子「『なでしこ』を日本の国家ブランドに」2011年7月11日。
- ④川村陶子「BBCが展開する『ワールド・ウェブロンザ (WEBRONZA)』」(2011年2月15日)。
- ⑤川村陶子「ウィルダース旋風、ドイツへ：広がるアイデンティティ政治」(2010年11月10日)。
- ⑥川村陶子「表現の自由か、他者への配慮か：ドイツから見た『コーラン焼却計画事件』」(2010年9月14日)。
- ⑦川村陶子「日韓関係前進の一步、韓国文化財『引き渡し』」(2010年8月24日)。
- ⑧川村陶子「日本人が世界とつながらなくても、日本語普及は必要だ」(2010年6月24日)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川村 陶子 (KAWAMURA, YOKO)
成蹊大学・文学部国際文化学科・准教授
研究者番号：80302834